

**中央エリアの整備に係る複合施設新築工事
及び小平市福祉会館解体工事**

入札説明書

令和8年10月

小平市

目 次

第 1 入札説明書の位置づけ	1
第 2 実施のスケジュール等	1
第 3 入札手続き等.....	2
第 4 その他の条件等	9

第1 入札説明書の位置づけ

この入札説明書は、小平市（以下「本市」という。）が「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事」の入札及び事業者の募集・選定等を行うにあたり、必要な事項を示すものである。

また、この入札説明書は、「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事 落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」という。）」と一体のものである。入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

第2 実施のスケジュール等

1 入札等のスケジュール（予定）

令和8年10月14日（水）	・ 入札公告（入札説明書等の公表） ・ 設計図書等の貸し出し開始
令和8年10月14日（水）～ 11月6日（金）午後5時	入札参加資格確認申請の受付
令和8年11月12日（木）	・ 入札参加資格審査結果の通知 ・ 設計図書等の貸し出し終了
令和8年11月12日（木）～ 令和9年1月15日（金）午後4時	・ 技術評価資料（基礎審査関係）の受付 ・ 技術提案書類（技術提案審査関係）の受付 ・ 工期設定に係る書類の受付
令和8年11月12日（木）～ 11月24日（火）正午	質問の受付 （第1回・設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般について）
令和8年12月7日（月）午後1時以降 （予定）	質問への回答の電子調達サービスでの公表 （第1回）
令和8年11月24日（火）～ 12月15日（火）正午	追加質問の受付（第2回・設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般についての追加質問）
令和8年12月25日（金）午後1時以降 （予定）	追加質問への回答の電子調達サービスでの公表 （第2回）
令和9年1月28日（木）（予定）	技術提案審査（事業者へのヒアリング）
令和9年2月1日（月）午後5時	入札書提出締切り
令和9年2月2日（火）	開札・落札者決定
令和9年2月上旬	仮契約締結
令和9年3月26日（金）	本契約締結（市議会3月定例会での議決）

2 総合評価落札方式（技術提案型）の適用

本工事は、総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

（1）技術提案型総合評価審査委員会の設置

本工事の施工に関する具体的な技術提案内容の審査は、本市が設置した、学識経験者等で構成する「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事技術提案型総合評価審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が、入札参加者から提出された技術提案書類及び参加者へのヒアリングに基づき、技術提案内容の審査・評価を行う。

入札参加者が、落札者決定までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

（２）落札者の決定方法等

技術点と価格点の合計値を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、最も高い者が複数ある場合には、技術点が高い方の者を落札者とする。価格点も技術点も同点の場合は、くじにより落札者を決定する。

詳細は、別紙「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事 落札者決定基準」（以下、「落札者決定基準」という。）を確認すること。

３ 問い合わせ先

入札に係る各手続きの担当部署、提出先、連絡先等は、下記のとおりとする。

担当課：小平市総務部契約検査課

所在地：〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目 1， 3 3 3 番地

電 話：042-346-9517（直通） / E-mail：dc0041@city.kodaira.lg.jp

第３ 入札手続き等

１ 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

（１）入札参加者の資格要件

入札公告「２ 参加資格」のとおりとする。

（２）参加資格の確認

参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者が参加資格要件を欠くこととなった場合には、原則として、当該入札参加者は失格とする。

ただし、共同企業体（ＪＶ）による参加の場合において、代表企業以外の構成企業が上記参加資格要件を欠く場合には、本工事の遂行に支障を来たさないと市が認めた場合に限り、当該企業を、参加資格要件を満たす者に交代させた上で、入札参加者の参加資格を引続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

２ 入札参加申込の方法・入札参加資格審査書類の提出

入札参加希望者は、電子調達サービスにより、一般競争入札参加資格確認申請書を送信するとともに、以下の（１）～（３）に従い、（４）の提出書類を提出すること。

本件は電子調達サービス上「共同企業体（ＪＶ）案件」ではなく、「単体案件」として

登録している。J Vで参加する場合でも、電子調達サービス上の手続は、共同企業体の代表者の認証で行うこと。

(1) 申請及び申請書類提出期間

令和8年10月14日（水）午前9時から11月6日（金）午後5時まで

(2) 提出先

小平市役所3階 総務部契約検査課

(3) 提出方法

各書類を上記提出先に郵送又は窓口へ持参すること。

郵送による場合は、期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出書類

以下の書類を提出すること。※各様式は、別紙「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事 様式集（以下、「様式集」という。）」を参照。

書類の名称	様式	部数
建設工事入札参加資格審査申請書（単体企業用）	様式第1号-①	各1部
建設工事共同請負入札参加資格審査申請書（共同企業体用）	様式第1号-②	
同種工事の施工実績	様式第2号	
配置予定技術者調書	様式第3号※	

＜共同企業体を結成した場合には、以下の書類も提出すること。＞

建設共同企業体協定書	様式第4号	1部
委任状（代表構成員を代表として入札・契約手続等を行うことを委任するもの）	様式第5号	1部 (いずれか)
委任状（参加希望者が共同企業体の構成企業で代理人をたてる場合）	様式第6号	

※様式第3号については、配置予定技術者（監理技術者）候補が複数いる場合は、2名分まで提出を認める。この場合、該当者それぞれについて本様式にて実績を提出すること。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行

一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものは、電子調達サービスにおいて一般競争入札参加資格確認申請書受理書が発行されていることを確認すること。

(6) 入札参加の可否

入札参加の可否は、電子調達サービスにより令和8年11月12日（木）に通知する。

3 設計図書等の配布

入札参加希望者に対し、次のとおり、設計図書等を貸し出す。

なお、貸し出すものは、設計図書等をPDF形式に変換したファイルが保存された

CD-Rである。

(1) 貸出期間及び場所

- ・ 令和8年10月14日（水）から11月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）の、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。
- ・ 小平市役所3階 総務部契約検査課窓口
受取に際しては、「設計図書貸出受付票兼返却書（様式A）」に記載の上、上記の場所に持参すること。

(2) 返却

- ・ 貸出を受けた者は、貸出日の7日後の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）までに契約検査課に直接持参または郵送にて返却しなければならない。（土曜日及び日曜日は日数に含まない）
郵送にて返却する場合は、「特定記録郵便」または「簡易書留郵便」でP.2「第2 3 問い合わせ先」の住所まで郵送すること。

(3) 設計図書等は、本入札以外の目的で使用しないこと。

(4) 本入札への参加資格を満たさないことが明らかな事業者からの申込みは受け付けしない。

4 質疑回答（設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般について）

以下のとおり、設計図書及び技術提案審査等、入札手続き全般に係る質疑を受け付ける。

(1) 質疑を提出できる者

入札参加資格確認通知を受けた者

(2) 質疑の対象とする内容

設計図書及び技術提案審査等、入札手続き（入札説明書等に関するを含む。）に関する事

※上記以外に関する質疑には回答しないこととする。

(3) 質疑回答（第1回・設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般について）

- ① 質疑の期間 令和8年11月12日（木）から11月24日（火）正午まで
- ② 回答日 令和8年12月 7日（月）午後1時以降（予定）

(4) 追加質疑回答（第2回・設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般についての追加質疑）

原則として、4（3）の第1回質疑で回答した内容に限り、追加質疑を受け付けるものとする。

- ① 質疑の期間 令和8年11月24日（火）から12月15日（火）正午まで
- ② 回答日 令和8年12月25日（金）午後1時以降（予定）

※第1・2回質疑回答は、電子調達サービスにおいて行うため、希望者は閲覧可能である。

※原則として、全ての質疑と回答を公開するため、事業者自らが質疑を提出していない場

合でも、他の入札参加者による質疑回答がある場合がある。

必ず回答予定日時以降に回答状況を確認し、各種書類及び入札書を提出すること。

5 技術提案書類（技術評価資料及び技術提案書類）・工期設定に係る書類の提出

以下のとおり各書類を提出すること。各様式は、別紙「様式集」を参照。

また、本書類提出に係る各審査の詳細は、「落札者決定基準」を参照すること。

（1）提出期間

令和8年11月12日（木）から令和9年1月15日（金）午後4時までとする。

（2）提出先 小平市役所3階 総務部契約検査課

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

（3）提出方法

指名通知を受けた事業者は各提出書類を上記提出先に郵送又は窓口へ持参すること。

郵送による場合は、期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出書類 (技術評価資料・基礎審査関係)

<提出資料一覧>

評価項目		提出資料
企業 の 技術力	企業 の 施工能力	工事実績調書(様式1) □契約書(鑑)の写し ※件名から「同種工事」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
		優良表彰(国・都道府県に限る) (過去10年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あること。) □賞状等の写し ※件名から「同種工事」であることが判断できない場合は、概要等の分かるものを添付すること。
	配置 予定 技術者	複合施設の新築工事に従事する技術者の 施工実績 (過去10年間に於いて、発注工事における監理(主任)技術者として施工に従事した実績) □工事実績調書(技術者)(様式2) ※配置予定技術者候補が複数いる場合は、2名分まで提出を認める。候補者ごとに本様式を提出すること。この場合、点数が低い方の技術者を評価点とする。 □CORINS竣工登録工事カルテ受領証写し ※CORINS登録が無い場合は、契約書の写し又は施工実績を証明する従事証明書を添付すること。 □資格を証明できる書類の写し
		複合施設の新築工事に従事する技術者の 有する工事成績 (過去10年間に於いて、官公庁の同種工事における監理(主任)技術者として施工に従事した契約の工事成績) □工事実績調書(技術者)(様式2) ※配置予定技術者候補が複数いる場合は、2名分まで提出を認める。候補者ごとに本様式を提出すること。この場合、点数が低い方の技術者を評価点とする。 □CORINS竣工登録工事カルテ受領証写し ※CORINS登録が無い場合は、契約書の写し又は施工実績を証明する従事証明書を添付すること。 □資格を証明できる書類の写し
企業 の 信頼性・ 社会性	地域 密着度	a 市内企業への発注 a又はb □市内企業への発注(様式3) □市内企業別発注内容及び発注予定額(様式3-2) □見積書の写し、下請業者への支払い計画書等の市内企業への支払いであることが分かる資料
		b 市内企業との共同企業体結成の有無 □市内企業との共同企業体の結成有無(様式3)
		c 市民雇用率 c又はd □労働者配置計画書(市民雇用)(様式4)
		d 社員の新規雇用 □雇用を証明できる書類の写し(保険証等)
	の格差 取組 是正 へ	労務単価 □労働者配置計画書(労務単価)(様式5)
	環境 配慮	ISO14001の取得又はエコアクション2.1等への登録 □認定証の写し
		事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置 □設備の設置状況及び自家消費であることが分かる書類の写し(契約書等)
	社会 貢献	障がい者雇用の取り組み(3年以上の雇用) □障害者手帳の写しなど及び雇用の証明できるもの
		障害者就労施設等からの調達の実績 □調達の実績を確認できる書類の写し(領収書等)
		男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の実績の有無)又はひとり親家庭の継続雇用の実績 □就業規則の写し及び取得実績のわかる書類の写し □母子家庭等の継続雇用実績のわかる書類の写し
女性活躍推進法に基づく認定取得等(義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用)の有無 □基準適合一般事業主認定通知書の写し □行動計画の策定・届出をしたことがわかる書類の写し □資格を証明する書類及び雇用を証明できる書類の写し		
高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用) □高齢者の雇用を確認できる書類の写し ※代表者名で雇用を証明した名簿等でも可とする		

(5) 提出書類（技術提案書類・技術提案審査関係）

書類の名称	様式	用紙の規格・枚数	部数（枚数）
業務推進体制・施工体制について	様式 6	A 3 横判・片面 3 枚まで	10 部
工程管理・施工計画について	様式 7	A 3 横判・片面 2 枚まで	
施設利用者等への安全配慮・工程上の安全対策について	様式 8	〃	
周辺環境への配慮について	様式 9	〃	
上記電子データ（PDF 形式）を格納した CD-R または DVD-R	—	—	1 枚

<留意事項>

提出する技術提案書類について、次に掲げる提案については評価対象としないので、注意すること。

なお、提案する内容について疑義がある場合は、第 1 回質疑（P. 4 参照）により、具体的に質問し、確認を行うこと。

- ① 設計図書（参考図は除く。）の内容を変更する提案
- ② 全体工期の延期を伴う提案
- ③ 計画通知、大臣認定に関する変更が必要となる提案
- ④ 上記のほか、既存事業の運営や安全管理、施工等に支障のある提案

<技術提案書類作成上の注意事項>

- ① 上記提出書類（様式 6～9）については、参加者を特定または類推できる内容の記載（社名や実績名称など）を行わないこと。
- ② 使用する用紙の規格及び枚数の制限を遵守すること。
- ③ なお、枚数は最大数を示すものであり、これに達しない場合でも評価・採点には影響しないものとする。
- ④ 文章に使用するフォントは原則として、10.5 ポイント以上とする。図中又は表中の文字に関しては可能な限り 8 ポイント以上とすること。また、行間は読みやすさを考慮すること。
- ⑤ 提出書類に記載内容を補助する目的の範囲内で簡易な図・表・写真を挿入して構わない。
- ⑥ 提出書類は記載内容を補助する目的の範囲内で着色を行ってもかまわない。
- ⑦ 別冊または別紙での追加資料は認めないものとする。
- ⑧ CD-R/DVD-R の提出に当たっては、提出書類と同じ内容の電子データを保存するものとする。

(6) 工期設定に係る提出書類

本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）の対象工事であるため、受注者は契約を締結するまでの間に、工事着手日及び工事完了日を設定・報告するものとする。入札参加者においても、技術提案内容等との整合の確認のため、以下の書類について仮提出を行うこと。

<提出書類>

書類の名称	様式	部数
工事着手日報告書	様式 10	1 部

※この報告書の仮提出においては、(5) 提出書類（技術提案審査関係）で提出する内容に応じた日程を設定し、記入すること。また、仮提出した日程は、原則として変更は行わないこと。

なお、落札者となった事業者は、契約締結までの間に正式な報告書を本提出すること。

<複合施設の仮使用認定及び福祉会館解体工事の着工時期について>

複合施設においては、建築基準法に基づく仮使用の認定を得た後、3ヵ月の引越し期間（市が福祉会館からの引越しを行うための期間）を設け、工事を休止すること。（ただし、引越し作業に影響を与えない工事を除く。）市の引越しが完了した後、福祉会館の解体工事に着手することとする。

6 技術提案に係る事業者ヒアリング

技術提案書類に基づき、技術提案等の実現性の確認等を目的として、技術提案の内容について審査委員会による事業者へのヒアリングを行う。

ヒアリングの内容を踏まえ、技術提案書類を「評価基準」に基づき審査委員会で審査及び評価（採点）を行う。実施予定日時については、以下のとおりとする。

(1) ヒアリング実施日時（予定） 令和9年1月28日（木）

(2) 参加可能人数 最大5名までとする。（原則として配置予定技術者は参加すること。やむを得ず出席できない場合には、当該提案内容を把握し、責任を担って的確に説明できる者が出席すること。）

※開始時間、場所等ヒアリングの詳細については、令和9年1月上旬頃に技術提案書類を提出した者に通知する。

7 入札方法及び入札金額

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出は、必ず電子調達サービスで行うこと。持参や郵送その他電子調達サービス以外の方法による提出は認められない。

(2) 入札書提出期間

一般競争入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和9年2月1日(月)午後5時まで

(3) 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

1回とする。

(5) 積算内訳書の提出

市の指定した積算内訳書を入札書に添付すること。

添付方法については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの「電子入札操作手順書(工事)」を参照すること。

(6) 失格基準価格

この入札は、失格基準価格を設定する。

(7) その他

- ・入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。
- ・また、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。
- ・入札参加に係る費用は全て入札参加者の負担とする。

8 開札日時

開札は、令和9年2月2日(火)午前9時とする。

9 結果の公表

落札者を決定した場合は、契約締結後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況(技術点、価格点、総合評定)等の結果を市ホームページで公表する。

第4 その他の条件等

1 入札及び契約に係る条件

(1) 入札保証金

小平市契約事務規則第9条第1項の規定により入札保証金を納付しなければならない。ただし、以下の場合については、入札保証金の納付を免除する。

- ① 入札者が保険会社との間に小平市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したと

き。

- ② 令和6年10月1日以降に延床面積が3,000㎡以上の新築工事に係る建築一式工事（主たる用途が駐車場、車庫及び倉庫等であるものを除く。）の契約実績（公告日現在履行中のものを含む。）を元請（単体企業又は共同企業体の代表者で行ったものとする）として1件以上有するとき。

（2）履行保証

落札者は、契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付し、証券又は証書を提出しなければならない。

なお、保証金額は、工事請負代金額の100分の10以上としなければならない。

- ① 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- ② 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- ③ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との公共工事履行保証契約の締結

（3）支払条件

- ① 前金払 契約金額の10%を超えない額を支払う。（最高限度額無し）
- ② 中間前金払 契約金額の5%を超えない額を支払う。（最高限度額無し）
- ③ 部分払（3回以内）、しゅん功払

2 入札参加に関する留意事項

（1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料並びに小平市競争入札参加者心得の各条項を承諾したものとみなす。

（2）入札の無効及び入札者の失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバに到達しない入札
- ③ 紙にて提出された入札書
- ④ 市が積算内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの
- ア 市の指定した内訳書を提出しない者のした入札
 - イ 提出された積算内訳書が白紙のもの
 - ウ 提出された積算内訳書の項目が異なるもの
- ⑤ 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字列、記入例その他指示に従わないで入力した事項を含む入札
- ⑥ 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

- ⑦入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- ⑧入札書にくじ番号の入力のないもの、訂正したもの又は数字が不明なもの
- ⑨一定の金額で価格を表示していないもの
- ⑩電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- ⑪開札時に添付ファイルのウィルス感染が発見されたもの
- ⑫予定価格を超えた入札
- ⑬明らかに連合によると認められる入札
- ⑭前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの
- ⑮技術提案審査における失格事由に該当していること。（「落札者決定基準」参照。）
- ⑯入札参加者が落札者決定までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合。

（３）使用言語及び単位

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年５月２０日法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

（４）著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本工事の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

（５）提出書類の取扱い

入札参加者から提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。市が審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

（６）資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

（７）技術提案等に関する条件

本入札により入札参加者から提出された技術提案書類等は、原則として、全て契約内容とする。入札時に示された技術提案等（市が当該提案に基づく履行をしないことを求めたものを除く。）が受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかった場合には、小平市工事請負契約約款第４６条の２第１項第３号に基づき、違約金等の対象となる場合がある。

（８）議会の承認

本工事は、小平市議会での議決を要する。否決された場合は契約は成立しない。したがって、議会の議決までは、小平市と落札者の間で、仮契約を締結するものとする。

る。

(9) その他

市が行う質疑に対する回答は、入札公告及び入札説明書等と一体のものとし、回答内容が入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。